

P・シンガーの「援助する義務」論

——他の多くの裕福な人の存在は私の義務にどのように影響するか

浅野幸治

豊かな先進国で生きる裕福な人は、貧しい途上国で食料や住居や医療がないために生命の危機に瀕している人たちを援助して救う義務があるのだろうか。P・シンガーは、1972年の「飢餓、富裕、道徳」という論文いらい一貫して、そのような援助する義務があると主張してきている。シンガーが援助義務を主張する議論を再構成して簡単に述べれば、次のようになる。

第一の前提 人びとが食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることは、悪いことである。

第二の前提 貧しい途上国で人びとが食料や住居や医療がないために苦しんだり死んだりすることのなかには、豊かな先進国に住む裕福な人にとって、同じくらい道徳的に重要なことを犠牲にしなくても防ぐことができるものがある。

結論 豊かな先進国に住む裕福な人は、そのような悪を防ぐべきである。

結論部の「防ぐべきである」ということを、シンガーは「そうしないのは間違いだ」という意味に理解する。これは非常に厳しい要求である。なぜか。

途上国で生命の危機に瀕している人たちは非常に多いからである。私は、どこまでも援助をすることが要求されるだろう。シンガーのそのような主張に対して向けられる主な批判の1つは、私と同じ立場にある先進国の裕福な人たちは数多いのだから援助する義務を私1人が背負い込むことはない、というものである。この批判はさらに2つの形をとる。1つは、先進国の裕福な人たちのほとんどが援助をしていないのだから、私もそのような援助を要求されるいわれはない、というものである。もう1つは、援助する義務を負うのは先進国の裕福な人たち全員なので、その中で私が負う義務はごく限定的だ、というものである。発表では、これら2つの批判を検討し、最終的にはシンガーの立場を擁護する。